

デイサービス サン・スマイル重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

デイサービス サン・スマイル

島根県指定 第3271600102号

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

ご契約後に疑義が生じないためにも、不明なところなどがありましたら、何でもよろしいですので、説明担当者にお尋ねください。

当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果、「要介護」と認定された方が対象となります。その方の提示される介護保険被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認させていただきます。要介護認定をまだ受けていない方でも利用は可能です。但し、速やかに申請が行われ要介護認定を受ける必要があります。

目 次

1	事業者	P	1
2	事業所の概要	P	1
3	職員の配置状況	P	3
4	当事業所が提供するサービスと利用料金	P	4
5	事故発生時の対応について	P	9
6	個人情報の取扱いについて	P	9
7	虐待防止について	P	9
8	ハラスメント対策について	P	10
9	非常時災害対策について	P	10
10	感染症対策について	P	10
11	苦情受付について	P	10
12	第三者評価の実施について	P	11

1. 事業者

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 恵 寿 会 |
| (2) 法人所在地 | 島根県出雲市神西沖町1313 |
| (3) 電話番号 | 0853-43-3200 |
| (4) 代表者名 | 理事長 北 尾 憲 太 郎 |
| (5) 設立年月 | 昭和56年12月 |

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類

指定通所介護事業所 平成12年4月1日指定
島根県第3271600102号

(2) 事業の目的

当事業所は介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、指定通所介護サービスを利用者に提供いたします。

- | | |
|---------------|-----------------|
| (3) 事業所の名称 | デイサービス サン・スマイル |
| (4) 施設の所在地 | 島根県出雲市神西沖町215-1 |
| (5) 電話番号 | 0853-43-2170 |
| (6) 所長（管理者）氏名 | 今 岡 由 紀 枝 |
| (7) 当事業所の運営方針 | |

要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

- | | |
|------------------|-----------|
| (8) 開設（サービス開始）年月 | 平成12年4月1日 |
|------------------|-----------|

(9) 事業所が行っている他の事業

指定第1号通所事業（通所介護従前相当サービス）

平成30年4月1日指定

(10) 通常の事業実施地域 島根県出雲市内(片道送迎30分以内)

出雲市内以外の区域であっても、希望があれば相談に応じ、可能な限り実施します。

(11) 営業日及び営業時間

営業日・時間 月～土曜日 8時30分～17時30分

サービス提供時間 月～土曜日 9時20分～16時30分

但し、12/30～1/3の年末年始は休業します。

(12) 利用定員

一日 25名 （指定第1号通所事業の利用者数を含む）

(13) 居室等の概要

当事業所では、居室・設備をご用意しています。利用される居室は原則として専用の介護室、相談室、静養室、食堂兼訓練室を設備しています。

居室・設備の種類	室数	備考
介護室	1部屋	
相談室	1部屋	
静養室	1部屋	
食堂及び機能訓練室	1部屋	235.55㎡
娯楽室	3部屋	麻雀・カラオケ・パチンコ・映画
浴室	2部屋	機械浴・特殊浴槽・普通浴

上記は、厚生労働省が定める基準により、指定通所介護事業所に必置が義務づけられている施設、設備です。ご利用に当たっては、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

3. 職員の配置状況

【主な職員の配置状況】（職員の配置については、指定基準を厳守します。）

職 種	常勤換算員数	人 員 基 準
1 管 理 者	(兼) 1	常勤 1 名
2 介 護 職 員	6. 6	3 名以上
3 生 活 相 談 員	1	1 名以上
4 看 護 職 員	1	1 名以上
5 機能訓練指導員	2	1 名以上
6 介 護 助 手	1. 6	
7 管 理 栄 養 士	(兼) 1	
8 事 務 員	(兼) 1	

- ① 管理者は介護老人福祉施設管理者と兼務です。事業所の業務を統括します。
- ② 介護職員は心身の状況等を的確に把握し、日常生活上の介護、健康管理、その他必要な業務を行います。
- ③ 生活相談員はご利用申込に係る調整、ご契約者の日常生活上の介護、その他必要な業務を行います。
- ④ 看護職員は心身の状況等を的確に把握し、日常生活上の健康管理、介護、その他必要な業務を行います。
- ⑤ 機能訓練指導員は理学療法士と、兼務の看護職員です。機能の改善、減退防止の指導訓練を行います。
- ⑥ 介護助手は食事の配膳、掃除、片付け、ご利用者の話し相手や見守りなどを行います。
- ⑦ 管理栄養士は献立作成、栄養量計算、食事記録、調理員の指導等の食事業務全般及びご契約者の栄養指導を行います。
- ⑧ 調理員は業務委託先の職員です。給食業務に従事します。
- ⑨ 事務職員は庶務及び会計事務を行います。

【主な職種の勤務体制】

職 種	勤 務 体 制
1 管 理 者	標準的な時間帯における最低配置人員 日勤 9：00 ～ 18：00 1名
2 介 護 員	標準的な時間帯における最低配置人員 日勤 8：30 ～ 17：30 5名
3 生 活 相 談 員	標準的な時間帯における最低配置人員 日勤 8：30 ～ 17：30 1名
4 看 護 職 員	標準的な時間帯における最低配置人員 日勤 8：30 ～ 17：30 1名
5 機能訓練指導員	標準的な時間帯における最低配置人員 日勤 8：30 ～ 17：30 2名
6 介 護 助 手	標準的な時間帯における最低配置人員 日勤 8：30 ～ 17：30 1名
7 管 理 栄 養 士	標準的な時間帯における最低配置人員 日勤 9：30 ～ 18：30 1名
8 事 務 員	標準的な時間帯における最低配置人員 日勤 8：30 ～ 17：30 1名

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所が提供するサービスには

- 1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- 2) 利用料金の全額をご契約者に負担していただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

【 通所介護サービスの概要 】

① 食事（但し食材料費・調理費は別途いただきます。）

- * 当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により栄養並びに契約者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- * ご契約者の自立支援のため食堂にて食事を摂っていただくことを原則としています。
- * 食事時間 昼食 12時00分

② 入浴

- * 入浴又は清拭を行います。

＊ 身体状況に応じて機械浴槽で入浴していただくことが出来ます。

③ 排泄

＊ ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

＊ ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活動作を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止する訓練を実施します。

⑤ 健康管理

＊ 看護職員が健康チェックや療養上の相談で健康管理を行います。

＊ ご契約者に対する具体的なサービス実施内容及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた通所介護計画に定められます。

【 サービス利用料金（一回当たり） 】（契約書第8条参照）

下記の料金表によって、サービス利用料金から介護保険給付費を除いた額（自己負担額）の合計額をお支払いください。

＊ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合は、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。

償還払いとなる場合は、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

（単位：円）

要介護度	サービス利用料 (A)	3割負担の方 (A×0.3)	2割負担の方 (A×0.2)	1割負担の方 (A×0.1)
要介護1	6, 580	1, 974	1, 316	658
要介護2	7, 770	2, 331	1, 554	777
要介護3	9, 000	2, 700	1, 800	900
要介護4	10, 230	3, 069	2, 046	1, 023
要介護5	11, 480	3, 444	2, 296	1, 148

送迎を行わなかった場合は、片道につきサービス利用料（A）から470

円を引きます。

サービス利用料金の他、利用状況に応じ下記の加算を算定します。

- ・ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

介護福祉士が占める割合が70%以上または直接サービスを提供する職員のうち勤続10年以上の者の占める割合が25%以上

- ・ 入浴介助加算（Ⅰ）

入浴介助を行う職員に対し入浴介助に関する研修等を行い、適切な人員及び設備の下に入浴介助を行なった場合

- ・ 個別機能訓練加算（Ⅰイ）

専従の機能訓練指導員を配置し、計画的に機能訓練を行なった場合

- ・ 個別機能訓練加算（Ⅰロ）＊【加算（Ⅰイ）との併算定はありません】

専従の機能訓練指導員をサービス提供時間を通じ配置し、計画的に機能訓練を行なった場合

- ・ 個別機能訓練加算（Ⅱ）

個別機能訓練（Ⅰ）に加えて、個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けている場合

- ・ 科学的介護推進体制加算

心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、適切かつ有効にサービスを提供するために必要な情報を活用している場合

- ・ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ

職員の月額賃金改善・キャリアパス要件・職場環境等の改善のための取り組み及び生産性向上のための取り組みを必要数以上実施する等要件を満たしていること。

（単位：円）

加算項目	加算料金	3割負担額	2割負担額	1割負担額
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	220	66	44	22
入浴介助加算（入浴介助を行なった場合）	400	120	80	40

個別機能訓練加算 (Ⅰイ)	560	168	112	56
個別機能訓練加算 (Ⅰロ)	760	228	152	76
個別機能訓練加算 (Ⅱ)	200 (月)	60 (月)	40 (月)	20 (月)
科学的介護推進体制加算	400 (月)	120 (月)	80 (月)	40 (月)
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) イ	1ヶ月中のサービス利用料と加算料金の合計の11.1%から、この加算に対する保険の給付額を除いた額になります。この加算は区分支給限度基準額の算定対象から除外されます。			

- * 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合せて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第5条、第8条参照)

- * 以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

【 サービスの概要と利用料金 】

① 介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額が契約者負担となります。

② 食材料費及び調理費

ご契約者に提供する通常の食事にかかる費用です。

料金 1回あたり 620円

行事の開催等で特別な食事を用意する場合は、事前にお知らせをし、了解をいただいた上で、実費相当となるように通常の料金に上乗せをしてお支払いをいただく場合があります。

③ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。利用料金は、材料代等の実費をいただきます。

④ 日常生活上必要となる諸費実費

日常生活品の購入代金等、ご契約者の日常生活に要する費用
でご契約者に負担していただくことが適当であるものにかかる
費用を負担していただきます。

料金 教養娯楽費 実費

その他諸費（日用品） 実費

⑤ サービス提供時間外の利用料

料金 1時間当たり 750円

（時間帯については、ご相談に応じます）

（3）利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前記（1）（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し請求いたします
ので、それを翌月の25日までに、以下のいずれかの方法でお支払
いください。

① 窓口での現金支払

② 下記の指定口座への振込 島根県農業協同組合・山陰合同銀行

③ 金融機関口座から自動引落 島根県農業協同組合・山陰合同銀行

（4）利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

- 利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、介護サービスの利用
を中止又は変更もしくは新たなサービスの利用を追加することが
できます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者へ申し
出てください。
- 利用予定の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申
し出をされた場合、取消し料として下記の料金をお支払いいた
だく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場
合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに 申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに 申し出がなかった場合	当日予定の自己負担額

- なお、当日にサービスの利用を中断する等し、予定していた食事を

されなかった場合は、食事にかかる料金（食材料費及び調理費）をお支払いいただくこととします。また、当日の事業所でのサービス提供時間が2時間未満であった場合、提供時間帯におけるサービス料として200円をお支払いいただくこととします。

- サービスの変更、追加の申し出に対して、事業所の稼動状況により契約者の希望する期間にサービスの提供が出来ない場合には、他の利用可能日時を契約者に提示して協議いたします。
- ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止にすることができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 事故発生時の対応について

下記を基本に、緊急時対応マニュアル集に基づき対応します。

- ① 事故発生（発見）直後は、救急搬送の要請など、ご契約者の生命・身体を最優先に対応いたします。
- ② ご契約者の生命・身体を確保した上で、速やかにご家族に対し事故の状況を連絡し、対応を協議いたします。
- ③ 事故の内容等によっては、市町村に報告いたします。

6. 個人情報の取扱いについて

個人情報の保護を図ることを宣言し（個人情報保護に対する基本方針）、当法人の個人情報管理規程に基づき、契約者に係る個人情報を適切に管理いたします。

7. 虐待防止について

事業所は、契約者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会を定期的開催し適切に措置を講じるための担当者を配置します。（「特別養護老人ホーム サン・スマイル虐待防止指針」「特別養護老人ホーム サン・スマイル高齢者虐待防止マニュアル」参照）

8. ハラスメント対策について

①事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

②ご利用者及びそのご家族が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

当施設では「あらゆるハラスメントについての方針」および「カスタマーハラスメントに対する行動指針」を整備しあらゆる措置を適切に実施します。

9. 非常時災害対策について

火災・天災（地震・風水害・雪害）・原子力災害・感染症発生時の対応については、社会福祉法人恵寿会事業継続計画(以下BCP)・地震防災管理計画、特別養護老人ホームサン・スマイル消防計画・事故災害に関する対応要綱・防災マニュアル・原子力災害にかかる避難計画・自然災害BCP・感染症BCPに基づいて行い契約者の安全確保に十分な対応を行います。

10. 感染症対策について

職員は、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。

11. 苦情受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口

＊ サン・スマイル 在宅課

担 当 者 杉 谷 美 由 紀 (通所副主任)

川 上 佳 樹 (生活相談員)

電 話 番 号 (0 8 5 3) 4 3 - 3 6 0 0

○ 苦情解決第三者委員

＊ 中立的な立場で苦情申し出人とサン・スマイル双方の言い分を

聞き苦情解決に向けたアドバイスを行います。

今 岡 実	出雲市荒茅町 1,278
	電話（０８５３）２８－１２６８
今岡祥子	出雲市西神西町 768
	電話（０８５３）４３－１２５５
江角和子	出雲市神西沖町 845
	電話（０８５３）４３－２７６８

苦情受付から解決までの流れについては「別紙 1」をご確認下さい。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

出雲市役所 介護保険課	住所 出雲市今市町 7 0 電話（０８５３）２１－６９７２
国民健康保険団 体連合会	住所 松江市学園 1 丁目 7 番 1 4 号 電話（０８５２）２１－２１２２
島根県社会福祉 協議会	住所 松江市東津田町 1, 7 4 1－3 電話（０８５２）３２－５９７０

1 2. 第三者評価の実施について

提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	なし
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

ご家族の皆さまへのお願い

デイサービス サン・スマイル(以下 当事業所)では、安心・安全なサービスの提供を行うため、以下の行為についてはご遠慮くださいますよう、ご理解とご協力をお願い致します。

- ・職員に対する暴言、暴行、威圧的な態度、人格を否定するような発言
- ・身体的な接触、物等を投げる・破壊させる等の危険な行為
- ・土下座や過度な謝罪、処分を求める行為
- ・長時間にわたる面会や職員を拘束する(電話も含む)行為
- ・同じ内容を繰り返し強く要求する行為
- ・介護保険制度や契約内容を超える過度な要求
- ・無断で媒体を使用し、職員及び施設内を撮影する行為

上記のような行為があった場合、必要に応じて以下のような対応を行うことがあります。

- ・問題行為の中止や是正のお願い
- ・身元引受人等の変更
- ・契約の解除
- ・行政機関及び関係機関への情報共有
- ・録画や録音も含む記憶媒体への記録

サービスを利用する方やご家族、そして従業員である職員との信頼関係で当事業所は成り立っております。

ご理解とご協力をお願いします。

なお、これらは皆さま方からの正当なご意見やご相談を妨げるものではありません。

年 月 日

指定通所介護サービスの提供に関し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

デイサービス サン・スマイル

説 明 者 職 名

氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供に同意しました。

利 用 者 住 所

氏 名 印

保 証 人 住 所

氏 名 印

デイサービス サン・スマイル 利用契約書

氏（以下「契約者」という。）とデイサービス サン・スマイル（以下「事業者」という。）において、事業者から提供される指定通所介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総 則

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法の趣旨にしたがい、契約者がある能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的として、契約者に対し、第4条及び第5条に定める指定通所介護サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する指定通所介護サービスの内容、利用期間、利用日、利用時間、費用等の事項は、重要事項説明書及び通所介護計画に定める通りとします。
- 3 保証人は、契約者と連帯してこの契約に基づく債務を履行する責任を負うとともに、必要に応じて、事業者又は契約者と協議し、契約者の生活、権利擁護に関わる行為を行います。又、急性期の医療行為が必要となった際には、保証人は契約者とともに責任をもってその事態に対応するものとしします。

第2条（契約期間）

- 1 本契約の有効期間は、契約締結の日から6ヶ月とします。契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合は、本契約は、更に6ヶ月間同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。
- 2 契約満了日の2日前までに契約者から事業者に対して文書により契約終了の申し出がない場合は、契約は更新されたものとしします。
- 3 契約期間中の利用期間は、別紙通所介護計画に基づく期間とします。

第3条 （個別の指定通所介護サービスに係る介護計画の決定・変更）

- 1 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って契約者の個別の指定通所介護サービスに係る通所介護計画を作成するものとします。
- 2 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、通所介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等、居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- 3 事業者は、通所介護計画について、契約者及びその家族に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくは契約者及びその保証人の要請に応じて、通所介護計画の変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、通所介護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその保証人等と協議して通所介護計画を変更するものとします。
- 5 事業者は、通所介護計画を変更した場合には、契約者又は保証人に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条 （介護保険給付対象サービス）

事業者は、指定通所介護サービスにおける介護保険給付対象サービスとして事業所において、契約者に対して、日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

第5条 （介護保険給付対象外のサービス）

- 1 事業者は、契約者又は保証人との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える指定通所介護サービスを提供するものとします。
- 2 前項の他、事業者は、事業の運営上必要と認められるサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 4 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の保証人に対しても分かりやすく説明するものとします。

ます。

第6条 （契約期間と利用期間）

本契約でいう「契約期間」とは、第2条に定める契約の有効期間をいい、「利用期間」とは、第2条に定める契約の期間内において、事業者が契約者に対して、指定通所介護サービスを実施する期間をいいます。

第7条 （運営規程の遵守）

- 1 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、契約者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯設備の維持管理を行うものとします。
- 2 本契約における運営規程については、本契約に付随するものとして、事業者、契約者ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、契約者又は保証人に対して事前に説明するものとします。
- 3 契約者又は保証人は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第 二 章 サービスの利用と料金の支払い

第8条 （サービス利用料金の支払い）

- 1 契約者は、要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：介護保険負担割合証に記載の割合の額）を事業者に支払うものとします。

但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後、または、居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻しされます。「償還払い」）

- 2 第5条に定めるサービスについて、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
- 3 前項の他、契約者は、食材料費・調理費、おむつ代等、契約者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとします。

- 4 契約者は、前3項に定めるサービス利用料金を支払うものとします。
サービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、契約者は、これを翌月25日までに支払うものとします。
- 5 前項の但し書きの場合において、1ヶ月満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

第9条 (利用日の中止・変更・追加)

- 1 契約者又は保証人は、サービス開始前において、それぞれのサービスの利用を中止又は変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者又は保証人はサービスの利用開始日または、利用期日の前日までに事業者申し出るものとします。
- 2 契約者又は保証人が、利用開始日又は、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取り消し料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し、契約者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。
- 3 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員により、契約者又は保証人の希望する日にサービスの提供が出来ない場合は、他の利用可能日時を契約者に提示し協議するものとします。
- 4 契約者又は保証人は、第6条に定める利用期間中であっても、サービスの利用を中止することが出来ます。
- 5 前項の場合に、契約者は、既に実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第13条第3項（原状回復の義務）その他条項に基づく義務を事業者に対し負担しているときは、利用終了日に精算するものとします。
- 6 第4項により契約者がサービスの利用を中止する場合に事業者は、心身の状況、置かれている環境を勘案し、必要な援助を行うものとします。

第10条 (利用料金の変更)

- 1 第8条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

- 2 第8条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者又は保証人に対して、変更を行う日の2ヶ月前迄に説明した上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することが出来ます。
- 3 契約者又は保証人は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することが出来ます。

第 三 章 事業者の義務等

第11条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全、確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、契約者又は保証人からの聴取、確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者及びサービス従事者は、契約者又はその他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 4 事業者は、契約者に対する指定通所介護サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者もしくはその保証人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 5 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第12条（個人情報の取扱い及び守秘義務等）

- 1 事業者は別に定める個人情報管理規程に従い、個人情報の取扱いに関する体制・基本ルールに基づき、契約者に係る個人情報を適切に管理するものとします。
- 2 事業者及びサービス従事者は、指定通所介護サービスを提供するうえで知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三

者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

- 3 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の状況を提供できるものとします。
- 4 前2項にかかわらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又は家族等の個人情報を用いることが出来るものとします。

第 四 章 契約者（利用者）の注意義務

第 1 3 条（契約者の利用上の注意義務等）

- 1 契約者は、事業所の施設、設備、敷地を本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上、必要があると認められる場合は、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合は契約者のプライバシー等の保護について十分な配慮をするものとします。
- 3 契約者は、事業所の施設、設備及び備品等について、故意又は重大な過失により滅失破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族又は保証人等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法を決定するものとします。

第 1 4 条（契約者の禁止行為）

契約者は、事業所内又はサービス従事者に次の各号に該当する行為をすることは許されません。

- 一 施設敷地内での喫煙。
- 二 サービス従事者又は他の者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと。
- 三 その他決められた以外の物の持ち込み。

第 五 章 損害賠償（事業者の義務違反）

第 1 5 条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 1 2 条に定める守秘義務違反をした場合も同様とします。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減ずることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第 1 6 条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の帰すべき事由がないかぎり、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は、損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者又は保証人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- 二 契約者又は保証人が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
- 四 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

第 1 7 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

- 1 事業者は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。
- 2 前項の場合に、事業者は、契約者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

第六章 契約の終了

第18条（契約の終了事由・契約終了に伴う援助）

1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一 契約者が死亡した場合。
- 二 要介護認定により契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合。
- 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
- 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合。
- 五 事業所が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合。
- 六 第19条から第21条に基づき本契約が解約又は解除された場合。

2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第19条（契約者からの中途解約等）

1 契約者又は保証人は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。

2 契約者又は保証人は、以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を即時に解約することが出来ます。

- 一 第7条第3項、第10条第3項により本契約を解約する場合。

3 契約者又は保証人は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することが出来ます。

- 一 契約者が入院した場合。
- 二 契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合。

第20条（契約者からの契約解除）

契約者又は保証人は、事業者もしくはサービス従業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従業者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合。
- 二 事業者もしくはサービス従業者が第12条に定める守秘義務に違反した場合。
- 三 事業者もしくはサービス従業者が故意又は過失により契約者の身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- 四 他の利用者が契約者の身体、財物、信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合。

第21条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除することが出来ます。

- 一 契約者又は保証人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重要な事情を生じさせた場合。
- 二 契約者による、第8条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
- 三 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者もしくは他の者等の生命、身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合。

第22条（契約の一部が解約又は解除された場合における関連条項の失効）

第18条から第21条により、本契約の一部が解約又は解除された場合には、該当サービスに係る条項はこの効力を失うものとします。

第23条（精算）

第18条第1項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第13条第3項（原状回復の義務）その他条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとする。

第七章 そ の 他

第24条（契約当事者の変更） * オプション条項 *

契約者は、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、契約者の家族等をあらかじめ代理人とすることを定めるか、又は契約者の家族等を含む第三者に契約者を変更することを同意します。

第25条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第26条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は契約者及び保証人と誠意を持って協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、契約者、事業者が記名捺印の上、各 1 通を保有するものとします。

年 月 日

事業所住所 島根県出雲市神西沖町 2 1 5 - 1

事業所名 社会福祉法人恵 寿 会
デイサービス サン・スマイル

代表者氏名 理事長 北 尾 憲 太 郎 印

契 約 者 住 所

氏 名 印

保 証 人 住 所

氏 名 印